

○泉崎村第2子以降児童の保育料減免及び無料化事業実施要綱

平成25年3月28日要綱第20号

泉崎村第2子以降児童の保育料減免及び無料化事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、村立幼稚園に第2子以降の児童を就園させている保護者の負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的とする第2子以降幼稚園保育料減免及び無料化事業の実施に関し、泉崎村立泉崎幼稚園の保育料の減免等に関する規則（平成17年4月1日教育委員会規則第1号。以下「幼稚園規則」という。）及び泉崎村保育所入所等に要する費用徴収規則（昭和57年3月16日規則第6号。以下「保育所規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 村立幼稚園 泉崎村立泉崎幼稚園条例（昭和49年泉崎村条例第10号。以下「幼稚園条例」という。）に基づいて設置された幼稚園をいう。
- (2) 保育所 泉崎村保育所条例（昭和56年12月24日条例第26号。以下「保育所条例」という。）に基づいて設置された保育所をいう。
- (3) 保育料 幼稚園条例第4条に規定する保育料により教育委員会が児童の保護者から徴収する費用の内、幼稚園保育料及び保育所規則により村が児童の保護者から徴収する費用をいう。
- (4) 保護者 泉崎村に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録され、かつ、2人以上の子（民法（明治29年法律第89号）の規定に基づき婚姻した者を除く。以下同じ。）を養育している者をいう。
- (5) 第2子以降の児童 生計及び世帯を一にする保護者によって現に養育されている子で、高年齢順に上から第2番目以降の児童をいう。
- (6) 村税等 村に納入すべき税、使用料、手数料及び負担金等で次に掲げるものをいう。
  - ア 泉崎村税条例（昭和30年3月31日条例第10号）第3条に規定する村税
  - イ 泉崎村国民健康保険税条例（昭和35年3月2日条例第2号）に規定する国民健康

## 保険税

- ウ 泉崎村介護保険条例（平成12年3月23日条例第1号）に規定する保険料
- エ 泉崎村後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月17日条例第4号）に規定する保険料
- オ 泉崎村営住宅管理条例（平成9年12月18日条例第30号）に規定する村営住宅家賃
- カ 泉崎村定住促進住宅条例（平成21年12月4日条例第25号）に規定する定住促進住宅家賃
- キ 泉崎村水道事業給水条例（昭和58年3月22日条例第11号）に規定する水道料金
- ク 泉崎村農業集落排水処理施設条例（昭和60年6月22日条例第11号）に規定する施設使用料
- ケ 泉崎村立泉崎幼稚園条例（昭和49年3月15日条例第10号）に規定する保育料
- コ 泉崎村保育所入所等に要する費用徴収規則（昭和57年3月16日規則第6号）に規定する保育料
- サ 泉崎村放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例（平成13年3月19日条例第14号）に規定する負担金

(7) 滞納 入園している前年度分の納付すべき村税等が納期限を経過し、未納となっている状態をいう。

(8) 所得 所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項の総所得金額をいう。

(対象児童)

**第3条** この事業の対象となる児童は、村内に住所を有し、かつ、村立幼稚園に入園している第2子以降の児童とする。

(保育料の減免)

**第4条** 前条に該当すると認めるときは、当該児童に係る保育料を減免及び無料化（以下「減免」という。）とするものとする。第3子以降は無料、第2子は1/2の額とする。

2 前項の規定に関わらず、当該児童の保護者が村税等を滞納している場合は、保育料を減免しない。

3 第1項の規定に関わらず、保護者及びその配偶者の所得金額の合計額が780万円を超える場合は、減免しない。

(減免の申請)

**第5条** 保育料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に定める保育料減免措置に関する申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 村税等納入状況等確認同意書（様式第2号）
- (2) その他教育委員会が必要と認める書類  
(減免の決定)

**第6条** 前条の申請があったときは、申請内容及び村税等の滞納の有無を調査し、保育料の減免の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により保育料の減免を決定し、又は却下したときは、規則第4条に規定する保育料減免決定通知書（様式第3号）又は保育料減免対象外通知書（様式第3号）により申請者に対し通知するものとする。

3 前項の規定により保育料の減免を却下された者が、当該年度内において前条の規定に基づき申請し、保育料の減免の決定を受けたときは、申請者が納入した当該年度に係る保育料を返還することができる。

(保育料の減免の取消及び請求)

**第7条** 教育委員会は、前条の規定により保育料の減免の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、保育料の減免を取り消し、減免した保育料を請求するものとする。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他教育委員会が減免を取り消すべきものと認めたとき。

2 前項の規定により保育料の減免を取り消したときは、保育料減免取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年3月19日要綱第2号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。